

(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、国の基本指針に即して、5年を1期とする「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保、その他「子ども・子育て支援法」に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとしている。(→ 法第61条及び第62条)

●計画のイメージ

※標題案、標題に対応する記載事項等を示す。(→骨子をベースに)

■計画の策定にあたって

- ・ 策定の背景と趣旨(少子高齢化、経済社会的状況、人口構造バランス、国の動向 等)
- ・ 計画の位置付け(法的根拠、現行計画と関係・今後の調整、計画の数的根拠→ニーズ調査 等)
- ・ これまでの子ども・子育て支援に向けた取組(次世代育成支援対策行動計画を振り返って 等)

■子どもと家庭を取り巻く環境の変化

- ・ 子どもをめぐる状況(子ども・子育て支援新制度であげられた課題や現状 等)
 - 総論… 国等、広域的な子ども・子育てに関する状況
- ・ 川崎市の子どもと家庭の状況(人口、人口構成、人口動態、家庭の状況 等)
 - 各論… 川崎市における子ども・子育てに関する状況

■計画の基本方向 ▶▶▶ (仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画骨子による

1 計画の基本理念

本計画においては、本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、川崎市が目指すべき基本理念として次のとおり掲げます。



2 計画の基本的視点

この計画の推進にあたっては、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の計画の基本方向を踏まえ、以下の8つを基本的視点とし、「子ども・子育て支援新制度」における「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

① 一人ひとりの子どもを尊重する視点	⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点
② 次代の親を育む視点	⑥ すべての子どもと家庭を支援する視点
③ 親育ちの過程を支援する視点	⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点
④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点	⑧ 地域の実情に応じた視点

3 計画の基本目標

この計画では、これまで進めてきた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の考え方を継承しつつ、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、次の基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

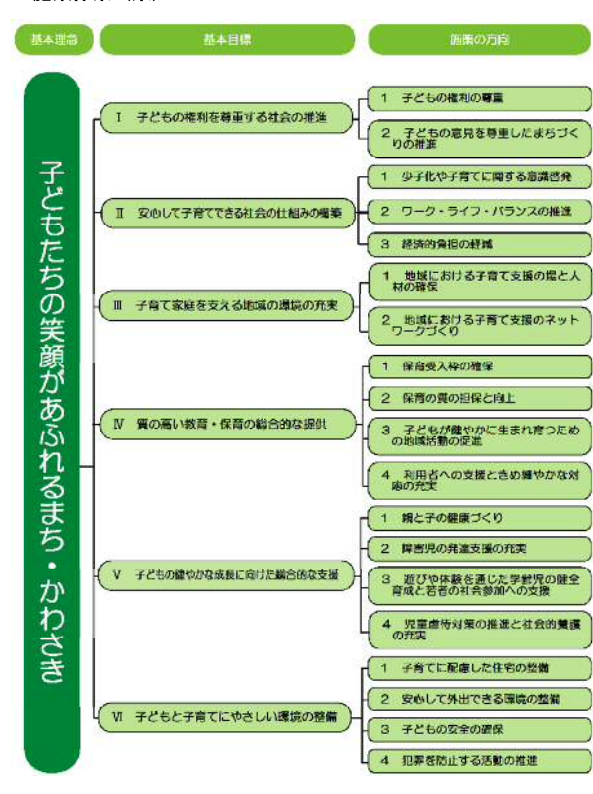
基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会の推進	基本目標Ⅳ 質の高い教育・保育の総合的な提供
基本目標Ⅱ 安心して子育てできる社会の仕組みの構築	基本目標Ⅴ 子どもへの健やかな成長に向けた総合的な支援
基本目標Ⅲ 子育て家庭を支える地域の環境の充実	基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしい環境の整備

(→ 今年度の検討事項)

4 施策体系(案)

この計画では、同計画骨子の中で取りまとめた「1 計画の基本理念」、「2 計画の基本的視点」、「3 計画の基本目標」の実現に向け、「施策の方向」として位置付け、その取組の推進を図ります。
また、それぞれの「施策の方向」の下に、具体的な個別事業を設定し、計画の進捗については、個別事業、基本目標、計画全体と、その達成度を検証し、評価指標と達成度を測ることにより「PDCAサイクル」に基づく点検・評価・見直しを実施してまいります。

＜施策体系(案)＞



基本目標Ⅰ ●子どもの権利を尊重する社会の推進
「子どもの権利条約」について学ぶ機会の充実や子どもが主体的に参加できるまちづくりの推進、子どもの権利を守るための取組を進めます。

基本目標Ⅱ ●安心して子育てできる社会の仕組みの構築
男女が互いによりよいパートナーとして共に家事・育児を担うことへの環境づくりに向けた取組を進めるとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援を行います。

基本目標Ⅲ ●子育て家庭を支える地域の環境の充実
地域全体で子育てを支えていくために、地域の社会資源(場・人材)を発掘し、育成を図るとともに、相互の連携強化など、地域のネットワークづくりを推進し、子育てをしやすい地域環境の整備を図ります。

基本目標Ⅳ ●質の高い保育・教育の総合的な提供
質の高い保育・幼児教育の総合的な提供を図り、すべての子どもが質の高い幼児期の生活環境を維持できるよう、取組を推進するとともに、確かな学力の育成を図るための取組の推進、地域の教育力を活かした特色ある学校づくりを推進します。また、利用者の個々のニーズに応じた、きめ細やかな情報提供を図ります。

基本目標Ⅴ ●子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援
次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、妊娠・出産、乳幼児から学齢児、思春期までの一貫した体系のもとに、子どもの成長と発達を総合的に支援します。また、増加する児童虐待の対応の強化や、保護・支援を必要とする子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。

基本目標Ⅵ ●子どもと子育てにやさしい環境の整備
子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組を進めます。

■子ども・子育て支援の充実に向けた取組

・ 計画期間(5年)における年度ごとの教育・保育等の提供に係る取組

→ 子ども・子育て支援の充実に向けたニーズの把握(ニーズ調査)の結果を踏まえた量の確保が必要

※「量の見込み」=「現在の利用状況」+「今後の利用希望」

・ 次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』における取組を踏まえた個別事業の位置付け

■計画の推進に向けて

- ・ 計画の推進に向けた役割(→ 家庭、地域、企業、行政 等)
- ・ 計画の進行管理(→ 計画の進捗管理、事業評価、情報公開 等)

■資料編

・ 計画策定にあたっての資料(→ 検討経過、検討体制、算定資料 等)